

## 令和4年度大阪市国民健康保険運営協議会第2回総会

1 日 時 令和5年2月1日（水）午後2時から

2 場 所 大阪市役所 屋上階（P1階）会議室

3 出席者

（委員）

・被保険者を代表する委員

新井委員、石部委員、鈴木委員、東山委員、福井委員、福本委員、若林委員、涌田委員

・保険医又は保険薬剤師を代表する委員

後藤委員、利森委員、松本委員、吉岡委員

・公益を代表する委員

竿田委員、杉田委員、立見委員、永井委員、西委員、服部委員、藤岡委員、宮脇委員

・被用者保険等保険者を代表する委員

稻村委員、川隅委員

（福祉局）

中谷保険年金担当部長、渡邊保険年金課長、岡本国保収納対策担当課長、

吉野国保保健事業担当課長、春名保険年金課長代理、木村国保収納対策担当課長代理、

藤井国保広域化担当課長代理、七堂保健副主幹、

井上国保収納対策担当課長代理兼財政局税務部收税課市債権収納担当課長代理、

その他関係職員

4 会議内容

（1）開会

（2）竿田会長あいさつ

（3）出欠状況の報告（事務局）

（4）中谷保険年金担当部長あいさつ

(5) 令和5年度 大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について

『**〔諮問事項1〕国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について**

令和5年度の国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額について、

所得割45%、被保険者均等割33%、世帯別平等割22%とする。

併せて、介護納付金賦課額の賦課割合を所得割45%、被保険者均等割55%とする。

『**〔諮問事項2〕国民健康保険料の賦課限度額の改定について**

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の63万円を65

万円に改める。

国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の19万円を20万円に改める。

『**〔諮問事項3〕出産育児一時金の支給額改定について**

出産育児一時金の支給額について、現行の40万8千円を48万8千円に改定する。

『**〔答申〕**

別添「令和5年度大阪市国民健康保険事業について（答申）」のとおり、答申を受けた。

(6) 報告事項について

『**〔報告事項〕**

報告1 保険料の軽減判定所得基準の改正について

- ・ 保険料の軽減判定所得基準の改正

報告2 令和5年度の大阪市の取り組みについて

- ・ 保険料収納率の推移
- ・ 保険料収納率向上に向けた取り組み（令和5年度）
- ・ 医療給付費の適正化に向けた取り組み（令和5年度）
- ・ 特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業

(7) 議事

【竿田会長】

皆様方のお手元の資料「令和5年度大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について」にございますように、市長から当協議会に諮問がございました。

諮問事項1 国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合について

諮問事項2 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

諮問事項3 出産育児一時金の支給額改定について

以上の3点について諮問を受けておりますので、審議に入ることといたします。

まず事務局から、簡潔に説明をお願いいたします。

【渡邊保険年金課長、吉野国保保健事業担当課長】

配付資料に基づき、令和5年度大阪市国民健康保険事業にかかる諮問について説明

【竿田会長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【川隅委員】

私の方から1つご質問があります。今回、コロナ禍で物価も上がる状況であり、府内統一するなかでやむを得ないことではあるが、改定率が約10%もあるということで、過去に大阪市で10%以上引き上げ改定された実績はあるのでしょうか。

【渡邊保険年金課長】

平成以降で申しあげますと、一番高い時で平成4年度改定に6.6%、次に高い時で平成元年度に5.7%となっており、平成以前であれば昭和61年度には10%以上の改定はあった。しかし、都道府県単位化決定以降で申してもこれまで4%程度でしたので、今回の10.3%改定はかなり厳しい状況であります。

【川隅委員】

私たち被用者保険の財政状況も大変厳しく、被用者保険においても保険料率を引き上げて

いく必要がある。仕方のないこともあるだろうが、令和6年度も（国保は令和5年度と）同じように上げるということも含めて、市民の皆さんへの十分な説明を市からしていく必要があると考えるので、その点を要望したいと思います。

【竿田会長】

ありがとうございました。ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

【竿田会長】

それでは諮問事項については以上でございます。続きまして、報告事項につきまして、事務局から簡潔に説明をお願いいたします。

【渡邊保険年金課長、岡本国保収納対策担当課長、吉野国保保健事業担当課長】

配付資料に基づき、報告事項について説明

【竿田会長】

ありがとうございました。ただいまの報告事項に関する説明に関してご質問、あるいはご意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見、質問等なし)

【竿田会長】

それでは、本日は市長から諮問が出ておりますので、答申案の作成が必要となります。この事についてまとめておきたいと思います。

まず、本日、当協議会に諮問されました3点のうち1点目の「国民健康保険料の基礎賦課額等の賦課割合の設定」につきましては、平成30年度からの国保の都道府県単位化に伴い、大阪府では府内統一保険料率とされていることを踏まえ、今回の諮問は賦課割合を令和6年度の府内統一保険料率に向けてなだらかに移行する経過措置を講じようとするものであって、令和4年度に引き続き行う措置であることから、当該内容については妥当であると考えます。

次に、2点目の「国民健康保険料の賦課限度額の改定」につきましては、府内統一保険料率と同一基準とするとともに、中間所得者層における負担の軽減を図るための措置であるということから、当該内容についても妥当であると考えます。

最後に、3点目の「出産育児一時金の支給額改定」につきましては、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、国の「社会保障審議会医療保険部会」の議論を踏まえて健康保険法施行令等の一部改正により設定されたことから、少子化対策の重要性に鑑みたものであり、当該内容についても妥当であると考えます。

今回の諮問内容に関する答申案の内容とりまとめとしては、ただいま申し上げました内容で、いかがなものでしょうか。

(異議なしの声)

**【竿田会長】**

はい、ありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたような内容で文書化いたしまして、市長あてに答申させていただきたいと思います。

なお、本日この場での文書化は時間的にも困難ですので、のちほど私のほうで先ほど申しあげた趣旨を盛り込んだ文案を後程作成したいと思いますが、その点、私にご一任いただけませんでしょうか。

(異議なしの声)

**【竿田会長】**

はい、ご同意いただきありがとうございます。それでは、私のほうで責任を持って文書化いたしまして、市長あてに答申することにいたします。

以上をもちまして、本日の議事を終了させていただきます。

ご協力どうもありがとうございました。

以上